

児童相談システム導入業務仕様書

1 業務名

児童相談システム導入業務

2 目的

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために行われている外出自粛や休業等の状況下においては、生活不安やストレスによる児童家庭相談の増加や深刻化が懸念される。

児童相談業務においては、現在、管理記録及び各種会議資料等はエクセルや紙媒体等で管理しているが、新たな管理システムを導入することで、各種業務の作業効率の向上を図るとともに個々の事例における支援を強化する。

3 履行期間

契約締結日から令和3年2月28日までとする。

なお、契約締結日、期間、納期及び契約方法等の詳細については協議の上、別途決定する。

4 システムの基本要件

本業務の基本要件は次のとおりである。

- (1) 職員が利用しやすい画面設計であること。
- (2) ユーザーをID、パスワード及び生体認証情報により管理し、システムを使用できるユーザーを制限できること。また、システムの処理毎に使用権限を設定することができ、ID毎に使用できる処理を設定することにより、運用の制御が行えること。
- (3) システム稼働後、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間、運用に関する問い合わせに関して、速やかに対応すること。
- (4) 法改正等により、管理内容の変更や新たな登録内容の追加、保存された情報の更新が必要な場合に柔軟に対応できるシステムであること。
- (5) 本仕様書に記載ないものであっても、システムの稼働を実現する上で必要なものは全て含めること。

5 業務内容

- (1) ハードウェアの導入
 - ① サーバー 1台

- ② 無停電装置（UPS）× 1 台
- ③ バックアップ装置
- ④ シンククライアント端末× 7 台
- ⑤ ウイルス対策ソフトは本町が保有するものを使用すること。
- ⑥ プリンターは既設の機器（NEC PR-L 8250N）を利用すること。
- ⑦ サーバー設置室と執務室との間の LAN 配線は本町の設備を利用可。

（2）ソフトウェアの導入

児童相談にかかるパッケージシステム及び関連ソフトウェアの導入及び環境設定を行うこと。

（3）カスタマイズ

本町から提示した仕様がパッケージシステムにおいて対応しない場合は、必要に応じてカスタマイズにより対応すること。

（4）保守対応

ソフトウェアの保守は別途保守契約を締結するものとする。

保守契約期間は導入後 60 か月とし、導入業者が以下の保守対応を行うこと。

- ① 安定稼働のための運用体制、環境、セキュリティ管理が整備されていること。
- ② ハード障害発生時にサービスの早期復旧に備えた仕組みを有していること。
- ③ 法改正などの早期対応に備えたアップデートの仕組みを有していること。
- ④ ソフトウェアの操作・運用の問い合わせに対して、的確に対応すること。

（5）操作研修の実施、操作説明書の提供

システム導入後、利用者向けの操作研修を実施するものとする。

6 システム基本仕様

詳細については「別紙 1 システム機能要件仕様書」のとおりとする。

（1）児童情報管理

- ① 住民基本台帳の情報を、連携されるテキストファイルから取り込むことができること。
- ② 氏名、カナ、性別、続柄、生年月日、電話番号、住所、世帯区分、福祉サービスの利用状況、生活状況等が管理できること。
- ③ 生年月日を入力すると自動的に現在の年齢表示ができること。
- ④ 氏名（カナ）と生年月日と同じ人物が登録されている際は自動的にチェックし注意を促すこと。
- ⑤ ジェノグラムを描画ができること。
- ⑥ 家族情報画面から、児童や保護者などの世帯員へ画面遷移ができること。
- ⑦ 基本情報を修正した場合、変更遷移へ保存されること。

(2) 児童相談情報管理

① 児童相談ケース

- ア 各種手帳の有無、障害等級、生育歴等の管理ができること。
- イ ケース番号、受付日時、ケース担当者、連絡経路、受付形態、相談種別、相談内容の管理ができること。
- ウ 対応（処理）の内容と処理日の管理ができること。
- エ 関係機関の管理ができること。
- オ 経過記録（日時、行動区分、対応者、支援内容）の管理ができること。
- カ 終結日と終結理由の管理ができること。

② 業務帳票

- ア 児童記録票の出力ができること。
- イ ケース進行管理表の出力ができること。
- ウ ケース会議票の出力ができること。
- エ 経過記録表の出力ができること。

③ 統計帳票

福祉行政報告例（第 43 表、第 44 表、第 45 表、第 49 表の 2 表）が出力できること。

(3) その他の情報の管理・出力機能

- ① ユーザーID、パスワード及び生体情報による認証ができ、ユーザーは自分自身のパスワードを変更できること。
- ② 管理者はユーザーの追加、変更、削除及び権限の設定が行えること。
- ③ 執務室のクライアント端末から外部記憶媒体等を用いたデータ持ち出しが不可能となるように設定すること。

7 その他事項

(1) 導入工程、細部打ち合わせ等

事業者決定後、速やかに導入工程等について、本町と協議し、承認を得た上で、導入に着手すること。導入にかかる内容の細部については、適宜本町と行うこと。

(2) 納品物

導入に関する仕様書一式及びこれが記録された CD-R を納品すること。

(3) 仕様変更

本仕様の変更を必要とする場合は、あらかじめ申し出の上、本町の承認を得ること。

(4) 記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項は、本町と受注者で協議すること。